

大和市手数料条例の一部を改正する条例

大和市手数料条例（昭和26年大和町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表第1号(1)の項中「登録住宅性能評価機関」の次に「(以下「登録住宅性能評価機関」という。)」を加え、同項金額の欄ア及びイ中「の場合」を「を新築する場合」に改め、同欄に次のように加える。

ウ 一戸建ての住宅を増築し、又は改築する場合 9, 100円

エ 共同住宅等を増築し、又は改築する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数に応じ

次の(ア)から(ク)までに掲げる額を同時申請戸数で除して得た額

(ア) 総戸数が5以下の共同住宅等 18, 000円

(イ) 総戸数が6以上10以下の共同住宅等 32, 000円

(ウ) 総戸数が11以上30以下の共同住宅等 46, 000円

(エ) 総戸数が31以上50以下の共同住宅等 87, 000円

(オ) 総戸数が51以上100以下の共同住宅等 150, 000円

(カ) 総戸数が101以上200以下の共同住宅等 250, 000円

(キ) 総戸数が201以上300以下の共同住宅等 300, 000円

(ク) 総戸数が301以上の共同住宅等 320, 000円

別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表第1号(3)の項金額の欄ア及びイ中「の場合」を「を新築する場合」に改め、同欄に次のように加える。

ウ 一戸建ての住宅を増築し、又は改築する場合 68, 000円

エ 共同住宅等を増築し、又は改築する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数に応じ

じ次の(ア)から(ク)までに掲げる額を同時申請戸数で除して得た額

(ア) 総戸数が5以下の共同住宅等 160, 000円

(イ) 総戸数が6以上10以下の共同住宅等 260, 000円

(ウ) 総戸数が11以上30以下の共同住宅等 510, 000円

(エ) 総戸数が31以上50以下の共同住宅等 910, 000円

(オ) 総戸数が51以上100以下の共同住宅等 1, 600, 000円

(カ) 総戸数が101以上200以下の共同住宅等 2, 900, 000円

(キ) 総戸数が201以上300以下の共同住宅等 4, 100, 000円

(ク) 総戸数が301以上の共同住宅等 5, 000, 000円

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表第1号(1)の項中「住宅の品質確保

の

促進等に関する法律第5条第1項に規定する」を削り、「登録建築物調査機関」の次に「(以下「登録建築物調査機関」という。)」を加え、同項金額の欄中「この表において」を削り、同表の次に次のように加える。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係

番号	名称	区分	金額
1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料（次号に該当する場合を除く。）	(1) 法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関による審査を受けた場合、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1 5-1 断熱等性能等級の項に定める等級4及び同表5-2 一次エネルギー消費等級の項に定める等級5（法の施行の際現に存する建築物については	<p>ア 一戸建ての住宅の場合 4,700円</p> <p>イ 共同住宅等の場合 次に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の共同住宅等 9,400円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 20,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等 45,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の共同住宅等 81,000円</p> <p>ウ 非住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分のみを有する建築物をいう。以下同じ。）の場合 次に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ次</p>

<p>等級4以上)に適合しているものに限る。)の写しを添付した場合</p>	<p>に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の非住宅 9,400円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の非住宅 27,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の非住宅 80,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の非住宅 130,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の非住宅 160,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の非住宅 200,000円</p> <p>エ ア、イ及びウに掲げるもの以外の建築物の場合 イ及びウに掲げる床面積(共用部分は、共同住宅等を含む。)の区分に応じそれぞれの定める金額のうち、当該申請に係るものを合算した金額</p>
<p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定</p>	<p>次に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ次に定める金額</p>

<p>める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「基準省令」という。）第8条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に適合する場合</p>	<p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満の非住宅 87,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の非住宅 150,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の非住宅 240,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の非住宅 310,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の非住宅 370,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上の非住宅 440,000円</p>
<p>(3) (1)及び(2)以外の場合</p>	<p>ア 一戸建ての住宅の場合 次に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の住宅 34,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の住宅 38,000円</p> <p>イ 共同住宅等の場合 次に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ次に定め</p>

る金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の共同住宅等

69,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等

120,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等

200,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の共同住宅等

280,000円

ウ 非住宅の場合 次に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の非住宅

230,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の非住宅

370,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の非住宅

530,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メ

			<p>一 トル未満の非住宅 650,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の非住宅 770,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の非住宅 870,000円</p> <p>エ ア、イ及びウに掲げるもの以外の建築物の場合 イ及びウ（(2)に該当する場合は(2)アからカまで）に掲げる床面積（共用部分は、共同住宅等に含む。）の区分に応じそれぞれの定める金額のうち、当該申請に係るものを合算した金額</p>
2	<p>法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料(法第30条第2項の規定による申出をする場合に限る。)</p>		<p>前号(1)、(2)又は(3)に定める額に、法第30条第2項の規定による申出を建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認申請とみなして建築条例別表第1号を適用した場合の手数料の額を加えた額</p>

3	<p>法第31条 第1項の規定に基づく 建築物エネルギー消費 性能向上計画の変更認 定申請手数料(次号に該 当する場合を除く。)</p>		<p>第1号(1)、(2)又は(3)に定める額の 2分の1の額</p>
4	<p>法第31条 第1項の規定に基づく 建築物エネルギー消費 性能向上計画の変更認 定申請手数料(同条第2 項において準用する法 第30条第2項の規定 による申出をする場合 に限る。)</p>		<p>第1号(1)、(2)又は(3)に定める額の 2分の1の額に、法第31条第2項に おいて準用する法第30条第2項の 規定による申出を建築基準法第6条 第1項の規定に基づく建築物に関す る確認申請とみなして建築条例別表 第1号を適用した場合の手数料の額 を加えた額</p>

5	<p>法第36条 第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料</p>	<p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関による審査を受けた場合、法第30条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写しを添付した場合、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条の規定に基づく認定の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写しを添付した場合並びに住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項の規定に基づく建設</p>	<p>第1号(1)に定める額</p>
---	---	--	--------------------

住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表1 5-1断熱等性能等級の項に定める等級4及び同表5-2一次エネルギー消費量等級の項に定める等級4又は等級5（法の施行の際現に存する建築物については等級3以上）に適合するものに限る。）の写しを添付した場合

(2) 基準省令第1条第1号ロ又は第8条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に適合する場合

第1号(2)に定める額

(3) 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に適合する場合

ア 一戸建ての住宅の場合 次に掲げる床面積の区分に応じそれぞれに次に定める金額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の住宅 17,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の住宅 19,000円

イ 共同住宅等の場合 次に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ次に定

	<p>める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満の共同住宅等 33,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満の共同住宅等 57,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満の共同住宅等 100,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上の共同住宅等 160,000円</p>
<p>(4) (1)、(2) 及び (3) 以外の場合</p>	<p>ア 一戸建ての住宅の場合 次に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が 200 平方メートル未満の住宅 34,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が 200 平方メートル以上の住宅 38,000円</p> <p>イ 共同住宅等の場合 次に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満の共同住宅等 69,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル</p>

トル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 120,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等
200,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の共同住宅等
280,000円

ウ 非住宅の場合 次に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の非住宅
230,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の非住宅
370,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の非住宅
530,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の非住宅
650,000円

(オ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の非住宅

			<p>770,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の非住宅</p> <p>870,000円</p> <p>エ ア、イ及びウに掲げるもの以外の建築物の場合 イ((3)の場合は(3)イ)及びウ((2)の場合は第1号(2)アからカまで)に掲げる床面積(共用部分は、共同住宅等を含む。)の区分に応じそれぞれの定める金額のうち、当該申請に係るものを合算した金額</p>
--	--	--	--

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。